

由布市告示第17号

令和6年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月19日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和6年2月26日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

志賀 輝和君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
渕野けさ子君	佐藤 人巳君
田中真理子君	佐藤 孝昭君
甲斐 裕一君	

○応招しなかった議員

首藤 善友君

令和6年 第1回（定例）由布市議会 会議録（第1日）

令和6年2月26日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施策方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 議案第3号 副市長の選任について
- 日程第10 議案第4号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第5号 塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第6号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第7号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第22	議案第16号	由布市介護保険条例の一部改正について
日程第23	議案第17号	由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第24	議案第18号	由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
日程第25	議案第19号	由布市都市公園条例の一部改正について
日程第26	議案第20号	由布市水道事業給水条例の一部改正について
日程第27	議案第21号	由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第28	議案第22号	由布市監査委員条例の一部改正について
日程第29	議案第23号	由布市消防手数料条例の一部改正について
日程第30	議案第24号	由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第31	議案第25号	市道路線（若杉3号線）の認定について
日程第32	議案第26号	市道路線（若杉4号線）の認定について
日程第33	議案第27号	市道路線（鹿倉線）の認定について
日程第34	議案第28号	大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
日程第35	議案第29号	別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
日程第36	議案第30号	令和5年度由布市一般会計補正予算（第11号）
日程第37	議案第31号	令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第38	議案第32号	令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第39	議案第33号	令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第40	議案第34号	令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第41	議案第35号	令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第42	議案第36号	令和6年度由布市一般会計予算
日程第43	議案第37号	令和6年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第44	議案第38号	令和6年度由布市介護保険特別会計予算
日程第45	議案第39号	令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第46	議案第40号	令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第47	議案第41号	令和6年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施策方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 議案第3号 副市長の選任について
- 日程第10 議案第4号 監査委員の選任について
- 日程第11 議案第5号 塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第6号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第7号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並

びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第25 | 議案第19号 | 由布市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第26 | 議案第20号 | 由布市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第27 | 議案第21号 | 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について |
| 日程第28 | 議案第22号 | 由布市監査委員条例の一部改正について |
| 日程第29 | 議案第23号 | 由布市消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第30 | 議案第24号 | 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第31 | 議案第25号 | 市道路線（若杉3号線）の認定について |
| 日程第32 | 議案第26号 | 市道路線（若杉4号線）の認定について |
| 日程第33 | 議案第27号 | 市道路線（鹿倉線）の認定について |
| 日程第34 | 議案第28号 | 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について |
| 日程第35 | 議案第29号 | 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について |
| 日程第36 | 議案第30号 | 令和5年度由布市一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第37 | 議案第31号 | 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第38 | 議案第32号 | 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第39 | 議案第33号 | 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第40 | 議案第34号 | 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第41 | 議案第35号 | 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第42 | 議案第36号 | 令和6年度由布市一般会計予算 |
| 日程第43 | 議案第37号 | 令和6年度由布市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第44 | 議案第38号 | 令和6年度由布市介護保険特別会計予算 |
| 日程第45 | 議案第39号 | 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第40号 | 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第47 | 議案第41号 | 令和6年度由布市水道事業会計予算 |

出席議員（17名）

2 番 志賀 輝和君

3 番 高田 龍也君

4 番 坂本 光広君

5 番 吉村 益則君

6 番 田中 廣幸君
8 番 平松恵美男君
10 番 加藤 幸雄君
12 番 長谷川建策君
14 番 渕野けさ子君
16 番 田中真理子君
18 番 甲斐 裕一君

7 番 加藤 裕三君
9 番 太田洋一郎君
11 番 鷺野 弘一君
13 番 佐藤 郁夫君
15 番 佐藤 人已君
17 番 佐藤 孝昭君

欠席議員（１名）

1 番 首藤 善友君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	馬見塚美由紀君	書記	松本 英美君
書記	中島 進君	書記	生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	庄 忠義君
財政課長	大久保 暁君	総合政策課長	一法師良市君
税務課長	安部 正徳君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			利光 祐治君
会計管理者	佐藤 幸洋君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
都市景観推進課長	大塚 守君	水道課長	衛藤 武君
商工観光課長	古長 誠之君	環境課長	田代 由理君
福祉事務所長兼福祉課長			武田 恭子君
子育て支援課長	後藤 昌代君	保険課長	砂田 剛士君
高齢者支援課長	工藤 由美君		
挾間振興局長兼地域振興課長			小野嘉代子君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長			後藤 睦文君

教育次長兼教育総務課長 日野 正美君
消防長 大嶋 陽一君 代表監査委員 大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和6年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。首藤善友議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、太田洋一郎君、10番、加藤幸雄君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間といたします。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しを頂き、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和6年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席を頂きまして心から感謝申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことにしております、報告3件、議案39件につきましては、どうか、慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い

いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第ですが、少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

まず、12月21日に大分県庁にて「第1回九重山火山防災協議会及び第1回鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会」が開催されました。鶴見岳・伽藍岳の活動状況や火山防災訓練についての報告を受け、火山避難計画について協議を行いました。2月13日には実際に鶴見岳で火山性地震が発生したため由布市でも災害警戒準備室を設置し情報収集を行ったところでございます。その後、火山活動は特段変化なく、落ち着きましたことから、準備室を解除したところです。今後とも日頃からの備えと、緊急時の対応について万全を期してまいりたいと考えております。

次に、12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております、由布市消防団湯布院方面隊の皆様へ夜警活動に対する激励を申し上げ、また本年1月12日には、湯布院総合運動場にて消防団員の士気高揚と資質向上を目的とした「由布市消防団特別点検」を実施いたしました。改めて、由布市消防団の皆様方には、昼夜を問わず消防・防災活動に御尽力を頂いておりますことに、心から敬意と感謝する次第でございます。

2月13日には「第4回大分県デスティネーションキャンペーン実行委員会総会」が開催されました。多くの関係者の皆様とともに、4月から始まるデスティネーションキャンペーンに向け、より具体的な事業内容等の協議が行われたところです。

続いて、2月14日には「第2回新しいおおいた共創会議」へ出席をいたしました。会では、大分県新長期総合計画について協議され、持続可能なコミュニティづくりについて考えを述べさせていただいたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、会議規則第144条及び第145条の規定により、令和5年第4回定例会において趣旨採択されました陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和5年第4回定例会におきまして御審議を頂きました陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

まず、陳情、受理番号2、件名「高齢者が出かける元気のあるうちに、一刻も早く、ユーバスを便利にしてください。」についてですが、高齢化・過疎化が進む中山間地域等における地域の公共交通の在り方については、大きな課題と捉えております。

これまで、ユーバス（コミュニティバス）の運行方法については、市民の地域での生活交通の

手段を確保していくため、地域の実情に対応した運行方法の検討を進め、可能な範囲で見直しを行ってきたところです。

しかしながら、近年は移動手段の多様化から利用者は運行開始当初から著しく減少し、運行のコストは増加傾向にあります。このような状況から、市民の移動ニーズの全てに、ユーバスのみで対応することは困難となっております。

今後も、市民の生活交通となるユーバスを持続的に維持していくために、医療や福祉などの他分野の施策との連携により、高齢者等が利活用しやすい交通体系の在り方を協議・研究していきたいと考えております。

次に、陳情、受理番号3、件名「「障がい者への合理的配慮」と「交通権」の視点から、ユーバス見直しや介護保険の移動手段を、一刻も早く、実効性の高い方法で、実現してください。」についてですが、市の地域公共交通といたしましては、市民の地域での生活交通の手段としてユーバス（コミュニティバス）を運行しているところです。

ユーバスの利用につきましては、利便性向上のための検討を行いながら、可能な範囲で見直しを行っているところでございます。

市民の地域内における生活交通の利便性を向上させていくために、福祉・教育分野で取り組まれている移動支援施策などとの連携の可能性について、協議・検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子さん。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（瀏野けさ子君） 皆さん、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子です。

令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合定例会についての御報告をさせていただきます。会議結果。

- 1、会議名、令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。
- 2、日時、令和6年2月8日午後1時30分から。
- 3、会期、1日間。
- 4、場所、大分市J：COMホルトホール大分3階大会議室。
- 5、出席状況、出席は22名でした。欠席4名。

議事日程。

第1、新議員の議席の指定について。これは由布市が太田議員と替わりましたので、私のほう

の議席が決まりました。

第2、会期の決定について。

第3、議第1号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額を11億3,150万円としたものです。歳入は、構成市町村からの事務負担金を10億1,699万円、財政調整基金の繰入金1億1,430万7,000円としたものです。歳出は、総務費に2億5,986万2,000円などとなっております。全員一致で可決しました。

議第2号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について。

歳入歳出予算の総額を2,212億7,800万円としたものです。歳入は、市町村支出金として395億830万7,000円などとしたものです。歳出は、保険給付費の療養諸費2,052億273万8,000円などとなっています。賛成多数で可決しました。

裏面をお開きください。

議第3号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

高齢者の医療の確保に関する法律104条第2項及び3項の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めること及び後期高齢者医療保険料賦課限度額等を定めた政令が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。賛成多数で可決しました。

以上、3議案の一括上程、提案理由の説明、質疑・討論・採決です。

第4、一般質問。

第5、会議録署名議員の指名についてでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いします。議会運営委員会委員長、佐藤郁夫君。

○議会運営委員長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会が調査研修をしましたので報告をいたします。

議会運営委員会委員長の佐藤郁夫です。

本委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

調査事件。選挙公営制度についてを別府市と日出町。請願・陳情について日出町で行いました。

調査研修の期間は、令和6年2月7日水曜日でありました。

調査研修地は、別府市役所議会全員協議会室、日出町議会全員協議会室であります。

調査研修者は、委員長、佐藤郁夫、副委員長、湊野けさ子、委員、佐藤人巳、太田洋一郎、田中廣幸、オブザーバーとして、甲斐裕一、佐藤孝昭、随行が議会事務局でございます。

調査研修結果は別紙であります。

まず、選挙公営制度につきまして、別府市の視察で選挙運動に関する公費負担制度はお金のかからない選挙を実現することで経済力の有無にかかわらず、どの候補者にも最低限の選挙運動の機会を保障するとともに選挙の公平性を確保するため、国や地方公共団体が候補者の選挙運動費用の一部を負担するものであります。

別府市では、平成19年の統一地方選挙からこの制度を導入しております。若者の投票率を上げる等の議会改革をする中で、制度導入に向けての環境を整え平成17年に別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、また、別府市議会議員及び市長の選挙におけるビラ作成の公費負担に関する条例を制定し、この規定に基づいて選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費を一定の条件をもとに公費で負担をしております。また、選挙運動通常はがきにつきましては、公職選挙法の規定に基づき一律で郵送料を公費で負担するという制度を併せて運用しておりました。

導入経過としましては、平成13年の議会一般質問の代表質問の中で、別府市としての導入について提言があったことがきっかけとなり、選挙管理委員会で検討を始め、平成17年に条例制定となっております。制定までには、議会改革により議員定数の削減なども進み、導入できる環境が徐々に整っていたということであります。

別府市の公費負担制度の種類は次のとおりでありまして、国の基準に準じた上限額を設定をしております。

公費負担の種類につきましては、①から⑤まで御一読を願います。

ただ、①②の併用はできません。ハイヤーとレンタカーを併用しては使用できない。また、供託金没収者は公費を受けることはできません。

上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付することになっております。かかった費用が上限を超過する場合には、上限額を交付、上限額を下回る場合は全額交付することになります。手続についてですが、立候補者と業者の契約を行い、選挙終了後の書類作成提出により市が事業者へ直接払うようにしております。

次に、日出町役場で、選挙公営制度と請願・陳情についての視察を行いました。

4ページであります。最初に公費負担制度について日出町は、令和2年12月の公職選挙法改正により町村議会でも公費負担が条例を制定することで可能になったことを受け、令和3年4月に町議会から条例制定に関する要望書を提出をして、同年9月には条例を制定し、令和4年3月の町議会議員選挙において制度活用しているとのことでございます。

公費負担の種類は次のとおりであります。①から④を御一読ください。

特にポスター作成に係る上限単価の算出方法につきましては、企画費を国基準の4分の1の単

価として、実勢単価と乖離しないよう設定されておりました。なお、選挙費用については、地方交付税で財源措置されているとのことであります。

次に、請願・陳情の取扱いの流れについては、日出町議会では、県外から多数の陳情が提出されることもあり、当該定例会における提出の締切日を議運前日の17時までとし、開会日以後の議会運営委員会にて上程の有無や付託委員会の協議をしているとのことであります。上程しないと判断された請願・陳情については、タブレットにてデータの配付のみとなっております。

また、請願・陳情は原則、持参で提出するという取扱いになっており、郵送受付となると基本的に議会に上程しないという取扱いとなっております。

結びになりましたが、人口減少、超高齢化社会を背景に、小規模自治体を中心に議員の成り手不足が各地で顕在化をしております。由布市も先に行われた市長、市議選、県議選において無投票となりました。これは、市民の選ぶ権利を奪うものであります。市民が議員を選ぶ機会が減れば、住民ニーズを市政に反映することが困難な状況にもなりかねません。議会運営委員会として、議員の成り手不足の解決策、さらには議会改革などを検討し、地方政治の活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

請願・陳情の取扱いにつきましては、市町村議会ごとに異なっていることもあり、由布市での他の状況や実態の把握をしながらも、今後十分な検討協議をする必要があると思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4. 市長の施策方針

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、市長の施策方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和6年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、令和6年度予算案や様々な議案を御審議いただくのに先立ちまして、私の市政運営に臨む上での考え方を申し上げさせていただきます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、社会経済活動も活発な動きが戻り、由布市においても地域のお祭りやイベントが再開され、市内観光の需要も、多くのお客様にお越しいただけるようになり、コロナ禍前の水準に回復しつつあるところですが、その反面、インバウンドの増加に伴うオーバーツーリズムといった課題も生じてきております。また、エネルギー価格や食料品をはじめとした、市民生活に密接に関わる物価の高騰がまだまだ続き、先行きが極めて不透明な状況でございます。

我が国の経済の行き先は、当面は海外経済の回復ペースの鈍化により、下押し圧力を受けるも

の、コロナ禍の3年間を乗り越え、高水準の賃上げや企業の積極的な投資計画など、前向きな循環メカニズムが徐々に強まり、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられており、新たな成長型経済への移行が期待されているところでございます。

令和6年度は、私にとりまして、第2期目の折り返しを迎える年となります。これまでも「公正」・「公平」を政治信条として、市政運営を行ってまいりました「5つの想いと市民の皆様との7つの約束」の実現に向け、全力で取り組んできたところでございますが、引き続き、行政と市民の皆様との距離感を縮めながら、「市民生活優先」を念頭に、人口減少対策や防災・減災対策、切れ目のない子育て支援など、諸課題の解決並びに施策の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度の市政運営に当たっての5つの基本姿勢を述べさせていただきます。

初めに、「安全・安心で快適なまちづくり」です。

まず、この1月に発生した能登半島地震によって、亡くなられた方々と御遺族に哀悼の意を表すとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

激甚化・頻発化する自然災害は、これまで由布市においても幾多となく経験をしてまいりました。令和2年7月豪雨をはじめ、毎年のように大雨・台風による災害が発生しており、その早期復旧・復興を何よりも優先して取り組まなければならないと考えているところです。

昨年は、由布市防災ラジオ音声告知システムの更新や、由布市中小河川ハザードマップの作成業務に着手するなど、ハード・ソフトの両面において、防災気象情報・避難情報等を安定的に提供できる体制を構築してきたところです。また、これまでの経験を糧に、引き続き、「由布市地域防災計画等の見直し」を行いながら、総合的な防災対策を推進してまいります。さらに、地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の活動強化や防災士の育成に引き続き取り組むとともに、自主防災組織の活動交付金や資機材等整備事業補助金の交付、各地域での防災講話などを積極的に実施することで、さらなる地域防災力の強化と市民皆様の防災意識の高揚につなげていきたいと考えております。

令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた湯布院町湯平地区においては、令和6年度に、国の都市防災総合推進事業による「緊急避難所施設の建設等」を本格的に進めてまいりたいと思います。

消防機能の広域連携としましては、令和6年10月から、110番通報に対する県全域の「おおい消防指令センター」が全面運用となります。大規模災害発生時は、災害情報の一元的な把握と、これまで以上にスムーズな対応が可能となることから、応援協定に基づく迅速な支援活動を行ってまいります。今後も、自助・共助・公助が連携して、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

次に、道路をはじめとする都市基盤、良好な住環境の実現に向けては、「由布市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な都市形成を進めるとともに、令和6年度を始まりとする「立地適正化計画」により、将来にわたって持続可能なまちづくりと災害に強い居住地の形成を目指してまいります。また、道路や橋梁のインフラ整備につきましては、投資の重点化を図るため、事業の必要性や効率性などを評価し、事業の「見える化」を推進し、市民の皆様に分かりやすい事業の執行を目指してまいります。さらに、各インフラの安全を確保するため、定期点検や調査を実施し、計画的かつ効果的に補修工事を進めてまいります。

次に、公共交通網の取組ですが、これからも住民の皆様が住みなれた地域で暮らし続けるために、「みんなで守り・育てる、持続可能な公共交通」を念頭に、誰もが利用しやすい公共交通網の充実を進めてまいります。また、多様化する住民の移動ニーズに対応していくため、福祉・商工部門の施策等と連携をし、公共交通サービスの維持・充実を図るとともに、地域協議会などとも連携しながら、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、公共交通の運営を支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

さらに、移住・定住施策については、地方への移住機運の高まりを追い風に、「移住補助金や空き家の利活用補助金」などの制度活用を促進し、今後も移住者に選ばれるまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、生活環境に関しての取組ですが、大分都市広域圏ビジョンの事業計画に基づき、由布市を含めた広域6市による、新たなごみ処理施設「新環境センター」を、令和9年度中の供用開始に向けて整備を行っているところです。これに合わせて、ごみの収集運搬に係る経費削減対策としての中継施設を、令和9年3月完成に向けて整備を進めてまいります。ごみ処理業務に係る経費は大きな財政負担となります。家庭から排出される可燃ごみの約40%が生ごみと言われており、ごみの減量化が二酸化炭素排出削減、いわゆる脱炭素につながることから、生ごみ処理機助成制度の拡充を進めてまいります。また、教育委員会や各種団体と連携して、環境学習などの啓発活動を通して、ごみの減量化に対する市民の皆様の意識の高揚に努めてまいります。

次に、重要なインフラである水道についてですが、将来にわたって健全な水道事業を維持し、安全かつ安定した水道供給を維持するため、本年1月より水道料金の改定を行ったところであり、市民の皆様には御負担をおかけしますが、どうぞ御理解と御協力をお願いをいたします。今後も継続して、施設の耐震化や管路の更新を計画的に進めるとともに、令和6年度より、挾間浄水場浄水池の新設工事に着手して、安定供給の向上を図ってまいります。

また、能登半島地震において、長引く断水がクローズアップされております。大規模災害時の対応といたしまして、日本水道協会大分県支部との応急給水資材の共同購入や応援体制の確認、大分県薬剤師会検査センターとの応援協定による、緊急の水質検査と給水車の借入体制を整えて

いるところです。また、由布市管工事組合と災害時における応急措置の協力について協定を締結しているところであり、今後も、万一に備えた体制を整備してまいりたいと考えております。

2つ目は、「人を育むまちづくり」です。

無限の可能性を秘め、地域の宝である子どもたちを、安心して健やかな成長を見守り育むことができる保育所の待機児童ゼロや児童の放課後の居場所づくりに努めるとともに、引き続き、「高校生等までの医療費無償化制度」や3歳児未満を対象とした「すくすくおむつクーポン券配布事業」に取り組んでまいります。

また、令和6年度には「こども家庭センター」を設立し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行い、要支援児童への支援体制を強化してまいります。今後も、家庭・地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を果たす中で、連携して、子育てに関わる切れ目のない寄り添ったサービスを提供して、「子育て応援日本一」のまちを目指してまいります。

次に、教育環境の整備に向けた取組ですが、子どもたちがともに学び、心豊かで、たくましく自立した人として成長できるよう、由布学の取組を充実させるほか、GIGAスクール構想に基づき整備した、「1人1台のタブレット端末」の活用等を通して人材育成事業に取り組み、児童・生徒の学びの充実を図ってまいります。基礎学力の向上やいじめ・不登校への対応については、幼・小・中・高の連携深化や教員の動員などにより、きめ細かな指導体制を構築してまいります。また、生きる力を育むため、未就学児から発達段階に合わせた教育環境を整備し、引き続き、地域に貢献できる人材育成を目指してまいりたいと考えております。

学校施設については、安全性を最優先としながら、計画的な整備、改修を行い、快適な教育環境づくりに取り組んでまいります。さらに、人生100年時代を見据えて、豊かな人生を送ることができるよう、高齢者大学をはじめ、家庭教育講座、障がい者の学びの支援など、生涯にわたって学ぶことのできる、多様な学習機会の提供と環境整備に努めてまいります。

3つ目は、「医療、福祉のまちづくり」です。

急速な少子高齢化の進展にあって、医療・介護・福祉・地域支援などの連携は必須でございます。住み慣れた地域で「支えあい、つながり、共に生きる」ことができる。社会的に支援の必要な方にも配慮し、自分らしい生活を誰もが安心して送れるよう、取組を進めていく必要があります。こうしたことから、増大し続ける地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援を目指す「重層的支援体制整備事業」や、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に取り組んでまいります。

高齢者世帯は年々増加傾向にあります。住み慣れた地域で自分らしい生活が安心して送れるよう、相談体制の充実を図るとともに、多職種による在宅医療・介護連携を推進し、包括的な支援体制の充実に引き続き取り組んでまいります。また、地域での通いの場となる「お茶の間サロ

ン」や各種教室等について、介護予防・フレイル予防の普及啓発に取り組み、健康寿命の延伸につなげていきたいと思います。

次に、健康づくりの推進についてですが、市民の皆様が幸せを実感していただくためには、心身の健康が第一でございます。そのため、令和6年度を始まりとする健康増進計画、母子保健計画、食育推進計画、自殺対策行動計画を一本化した「第3期由布いきいきプラン」に基づき、市民一人一人の健康意識の向上や、生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指してまいります。また、自分で決めた健康づくりの実践や、各種健康教室への参加などを記録してマイレージをためる「健康マイレージ事業」を中心に、青壮年期を含む幅広い層に対して、アプローチできるよう対策を強化し、健康立市の取組を深化させてまいります。

さらに、生活習慣病の予防と早期発見のために特定健診を勧めるとともに、健診結果に基づいて、効果的な特定保健指導を行い、望ましい生活習慣が定着できるよう支援してまいります。また、令和6年度スタートの「第3期データヘルス計画」に基づき、生活習慣病重症化予防と医療費の適正化を目指して、健康・医療情報を活用した効果的な保健事業に取り組んでまいります。

続いて、「産業振興のまちづくり」です。

市内中小企業の支援策としては、従来からの創業・継業支援・異業種交流等の事業を継続しながら、経営の基盤である人手の確保の一助となる「就業機会促進事業」の創設や、生産性の向上・販路開拓等を支援する「経営力強化支援事業」の実施、さらに、人材育成や職場環境改善に資する事業の支援を行い、市内事業者の経営基盤の強化と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

観光施策につきましては、由布市まちづくり観光局が主体となり実施する、マーケティング事業やプロモーション事業を基盤として、本年4月から6月にかけて行われる国内最大級の誘客キャンペーンであります「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」の盛況と今後の展開を視野に入れながら、各観光協会等と一体となった取組を行うこととしております。また、大阪・関西万博をはじめとするイベント等へ向けて、新たなターゲット層へのプロモーション活動や、訪日外国人観光客を中心とするオーバーツーリズムの問題等に対しても適切な対応を図りながら、「住んでよし訪れてよしの持続可能な滞在型・循環型保養温泉地づくり」を目指してまいります。

次に、農業振興についてですが、昨今の肥料や飼料、燃料等の価格高騰が懸念される中、高齢化や担い手不足などを要因として、農業経営体の減少や耕作放棄地が増加するなど、農業を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。こうした中、地域を牽引する担い手の確保・育成を図るため、スタートアップファームの就農体制を確立して、ファーマーズスクールなど既存の研修制度を活用し、「ベリーツ」「梨」「白ネギ」などの園芸推進品目の産地拡大と、早期経営安定に向けた取組を引き続き進めてまいります。

また、畜産や酪農については、耕畜連携による国産飼料の生産・利用の拡大を進めるとともに、市内の7割程度が小規模農家であることを踏まえて、持続的な経営の維持ができるよう対策を続けてまいります。

農村を支える人材の確保や、活力ある農村の次世代への継承については、日本型直接支払による中山間地域を下支えしつつ、地域との話し合いを通じて農業の将来の在り方を決める「地域計画の策定」を進め、認定農業者や集落営農法人への農地の集約等に向けた取組を加速してまいりたいと考えております。また、地域ブランド確立に向けて、一般社団法人「ユフイズム」と連携をし、滞在・循環型観光による都市と農村の交流の活動や、6次産業化をはじめとする市内農産物の利活用を推進し、付加価値農業の取組を支援してまいりたいと思います。

最後に、「未来へ持続可能な行政運営」です。

行政運営は、限られた財政資源を活用しながら、多様化・複雑化している行政課題へ柔軟に対応し、良好な行政サービスを提供することにより、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められています。引き続き、社会経済の動向を注視しながら、将来にわたり良質な公共サービスが効率的に提供できるよう、持続可能な行政運営に努めてまいります。

まちづくりの主人公は市民であるとの理念のもと、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくりに向けて、「地域コミュニティ組織の設立支援」に引き続き取り組んでまいります。既に設立された4つのまちづくり協議会に対しては、安定した自主財源を確保するため、ふるさと納税制度を活用した継続的な運営を推進するとともに、市内企業・団体をはじめ、包括連携を締結する企業団体等の協力を得ながら、地域共創への取組を進めてまいります。

また、質の高い市民サービスの提供と行政事務の生産性向上に向けては、AIやRPAなどデジタル技術の活用により、行政事務のデジタル化や情報システムの最適化に取り組み、積極的に「自治体DX」を推進してまいります。特に、市民の皆様の利便性向上を図るため、オンライン申請の電子決済やマイナンバーカードによる電子署名の導入により、市民サービスのデジタル化を推進するとともに、質の高い市民サービスを市民一人一人が享受できるよう、由布市デジタル活用支援員による「デジタルデバйд対策」も推進してまいります。

令和5年度から開始しました「市民提案型連携協働事業」につきましては、新たな価値や持続性を生み出し、将来へつなげられる取組として、引き続き実施をしてまいりたいと思います。今後も、市民の皆様や団体・企業の皆様から多くの提案を頂けるよう、相談体制や制度内容の充実を図ってまいります。

今後も、持続可能な行政運営を行うには、歳出の見直しと同時に自主財源の確保が必須でございます。これまで「由布市財源確保実行計画」に基づき、各種財源の確保に取り組んできたところですが、特に取組を強化しております「ふるさと納税」につきましては、今年度8億円を超

える見込みとなっており、全国からの御支援に深く感謝申し上げる次第でございます。今後も、魅力ある返礼品の開発やサイトの充実を図りながら、これまで以上に由布市のまちづくりに共感、賛同いただける方を増やしていきたいと考えております。

また、これまで「新たな財源検討委員会」により、議論を重ねていただきました新財源につきましては、その答申内容を踏まえて、令和6年度において「入湯税の超過課税」の導入に向けた準備を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、歳入の根幹をなす市民税については、公平負担の原則に基づき、適正かつ公平な課税を行うとともに、納付環境の整備や厳正・的確な滞納整理に積極的に取り組み、収納率の向上に努めてまいります。

以上、市政運営に臨む、私の考え方を述べさせていただきました。

変革する時代にあって、ふるさと“由布市”の輝く未来と発展に向けて、揺るぎない思いを胸に、勇気と決断力を持って立ち向かっていきたいと考えております。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましては、市政に対しまして、引き続き、格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて、令和6年度に向けての施策方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の施策方針が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願・陳情文書表により朗読いたします。

朗読に際しまして、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号1、件名、「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書。請願者、大分市田尻、大分県平和委員会事務局長、日高幸男。紹介議員、首藤善友。

受理番号2、件名、「公平な官民境界確認を求める」に関する請願書。請願者、由布市湯布院町、湯の坪の水路を守る会代表、松尾茂、ほか3名。紹介議員、加藤幸雄。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号1、件名、「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書。陳情者、由布市湯布院町、湯布院駐屯地「敵基地攻撃ミサイル」問題を考えるネットワーク事務局、鯨津憲司。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの請願 2 件及び陳情 1 件については、会議規則第 1 4 1 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。再開は 1 1 時 5 分といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第 6. 報告第 1 号

日程第 7. 報告第 2 号

日程第 8. 報告第 3 号

日程第 9. 議案第 3 号

日程第 1 0. 議案第 4 号

日程第 1 1. 議案第 5 号

日程第 1 2. 議案第 6 号

日程第 1 3. 議案第 7 号

日程第 1 4. 議案第 8 号

日程第 1 5. 議案第 9 号

日程第 1 6. 議案第 1 0 号

日程第 1 7. 議案第 1 1 号

日程第 1 8. 議案第 1 2 号

日程第 1 9. 議案第 1 3 号

日程第 2 0. 議案第 1 4 号

日程第 2 1. 議案第 1 5 号

日程第 2 2. 議案第 1 6 号

日程第 2 3. 議案第 1 7 号

日程第 2 4. 議案第 1 8 号

日程第 2 5. 議案第 1 9 号

日程第 2 6. 議案第 2 0 号

日程第 2 7. 議案第 2 1 号

日程第 2 8. 議案第 2 2 号

日程第 2 9. 議案第 2 3 号

日程第 3 0. 議案第 2 4 号

日程第 3 1. 議案第 2 5 号

日程第 3 2. 議案第 2 6 号

日程第 3 3. 議案第 2 7 号

日程第 3 4. 議案第 2 8 号

日程第 3 5. 議案第 2 9 号

日程第 3 6. 議案第 3 0 号

日程第 3 7. 議案第 3 1 号

日程第 3 8. 議案第 3 2 号

日程第 3 9. 議案第 3 3 号

日程第 4 0. 議案第 3 4 号

日程第 4 1. 議案第 3 5 号

日程第 4 2. 議案第 3 6 号

日程第 4 3. 議案第 3 7 号

日程第 4 4. 議案第 3 8 号

日程第 4 5. 議案第 3 9 号

日程第 4 6. 議案第 4 0 号

日程第 4 7. 議案第 4 1 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました日程第 6、報告第 1 号から日程第 8、報告第 3 号の報告 3 件、日程第 9、議案第 3 号から日程第 4 7、議案第 4 1 号までの議案 3 9 件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 3 件、議案 3 9 件でございます。

初めに、報告第 1 号の専決処分の報告については、事務処理の誤りによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 2 号、例月出納検査の結果に関する報告について、及び報告第 3 号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告いたします。

次に、議案第3号、副市長の選任についてでございますが、この4年間、長年培ってこられた地方自治に関する豊富な見識と経験を生かし、事務方のトップとして、市政課題の解決に向けて総合調整力を発揮していただきました、副市長、小石英毅氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了しますことから、引き続き、市の発展のため手腕を発揮し、私とともに市政運営を担っていただきたいため、同氏を副市長に再任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は令和6年4月1日から4年間でございます。

次に、議案第4号、監査委員の選任については、識見を有する監査委員である大塚裕生氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了いたしますことから、引き続き、同氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第5号、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更については、新たに市道の改良整備の必要性が生じたことから、公共的施設の整備計画に、市道及び辺地対象事業債への予算額等の追加を行うため、総合整備計画を変更することによるものでございます。

次に、議案第6号、由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止については、中学校の遠距離通学に係る現行の補助制度について、条例と施行規則により運営していたものを、条例を廃止して規則として一元管理することによるものでございます。

次に、議案第7号、由布市職員の旅費に関する条例の一部改正については、社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、包括旅行の規定を見直すとともに、地域区分に応じた宿泊料及び日当の額に改定するため、所要の条例整備を行うものでございます。

次に、議案第8号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、議案第7号と同様の理由により、議員の費用弁償の旅費の支給について、改正を行うものでございます。

次に、議案第9号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給料を本年4月から来年3月までの1年間、3%の減額をするものでございます。

次に、議案第10号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第9号と同様の理由により、職員につきましても本年4月から来年3月までの1年間、給与月額について1%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第11号、由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第12号、由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法について、労働基準

法の規定に基づき改正するため、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第 13 号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 14 号、由布市税条例の一部改正については、入湯税の超過課税の導入に伴う税率の見直し及び入湯税の課税免除対象者の見直しを行うことによるものでございます。

次に、議案第 15 号、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 16 号、由布市介護保険条例の一部改正については、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第 17 号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布等に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第 18 号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため、厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第 19 号、由布市都市公園条例の一部改正については、開発行為により新たに設置された公園について、都市計画法に基づき市の帰属とし、都市公園として管理することによるものでございます。

次に、議案第 20 号、由布市水道事業給水条例の一部改正については、生活衛生等関係行政の機能強化のため、関係法令の整備に関する法律の公布に伴い、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管することにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 21 号、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 22 号、由布市監査委員条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第23号、由布市消防手数料条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第24号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の処遇改善に向けて、消防団員の報酬の改定及び支給方法を定めることによるものでございます。

次に、議案第25号、市道路線（若杉3号線）の認定について及び議案第26号、市道路線（若杉4号線）の認定については、県道安心院湯布院線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。

次に、議案第27号、市道路線（鹿倉線）の認定については、県道田野庄内線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。

次に、議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市が設置する大分市荷揚複合公共施設を、本市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、別府市が設置する別府市男女共同参画センターを、本市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算にそれぞれ5,047万7,000円を増額し、予算の総額を229億8,629万9,000円に願います。

歳入では、地方消費税交付金などの各種交付金、普通交付税やふるさと納税事業に伴う国・県支出金、地方債などの特定財源が主なものでございます。また、令和6年10月からのおおいた消防指令センターの全面運用に伴い、現在の消防救急デジタル無線システムの運用が終了することから、起債の繰上償還が発生するため、減債基金からの繰入れを行っております。

歳出では、事業費の確定などに伴う減額のほか、主な事業といたしましては、みらいふるさと寄附金に係る基金積立や保育園等への施設型給付費、有害鳥獣捕獲事業補助金、公共土木施設災害復旧費などの追加、また、新たに地域介護・福祉空間整備等補助金を計上しております。

繰越明許費補正につきましては、湯平温泉復興まちづくり推進事業など、追加17件、変更5件をお願いしております。

地方債は、過疎地域定住促進事業など、変更14件、廃止1件の補正となっております。

次に、議案第31号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ679万6,000円を減額し、予算の総額を41億9,158万5,000円

にするものでございます。歳入では県支出金を、歳出では保険給付費及び保険事業費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第32号、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1億4,385万3,000円を減額し、予算の総額を44億1,246万1,000円にするものでございます。歳入では国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額が主なもので、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額するものでございます。

次に、議案第33号、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,274万円を増額し、予算の総額を5億6,419万8,000円にするものでございます。歳入では保険料の増額、一般会計繰入金の減額、歳出では保険料の追加に伴う広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第34号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算からそれぞれ20万円を減額し、予算の総額を1億2,933万2,000円にするものでございます。歳入では一般会計繰入金を、歳出では農業集落排水事業費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第35号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的予算では収益的収入を増額し、収益的支出を減額するもので、資本的予算では資本的収入及び支出をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第36号、令和6年度由布市一般会計予算は227億689万2,000円で、前年度当初と比べ20億5,277万3,000円、率にして9.9%の増となっております。前年度から災害復旧費が大きく減少した一方で、由布市立挾間小学校増築に伴う造成・増築工事などの建設事業が本格化することから、予算規模としましては、合併以来、過去最大となる当初予算となっております。

令和6年度の予算編成に当たっては、まちづくりの目標である「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち・由布市」の実現に向けた取組をさらに力強く確実なものとするため、第4次由布市行財政改革推進計画に基づく行財政改革に取り組むことはもとより、既存事業全般にわたり、これまで以上にPDCAサイクルに基づく大胆な見直しと優先順位を徹底し、創意工夫による経費削減を行ったところです。

また、限られた財源を効率的・効果的に活用するとともに、市民福祉の向上に向けた取組やDXの推進、未来に向けた投資を着実にを行い、本市が将来にわたって成長・発展していくことを基本方針としたところです。

さらに、災害からの早期復旧・復興の歩みを加速するとともに、第2次由布市総合計画重点戦略プランや、第2期由布市総合戦略に掲げる施策の着実な推進に主眼を置き、より効果の高い施

策・事業を展開してまいります。

また、この基本方針において、私が2期目の市政運営に当たり、市民の皆様にお示ししました5つの想いと市民を結ぶ7つの約束を具現化するため、人口減少対策と地域活性化の推進、産業振興及び地域経済活性化の推進、健康で安心して生活できる地域社会の実現、少子化対策・子育て世代への支援、デジタル化の推進と脱炭素社会の実現といった5つの視点に基づき、魅力ある由布市の創造に向けた施策を、重点戦略特別枠として、昨年度と同様に位置づけ、行政課題に対応した政策的な予算を計上したところです。

予算の主な内容ですけれども、歳入においては、市税で、コロナ禍からの経済の回復や新築家屋の増加などを背景に、市民税や固定資産税などで前年度を上回る見込みでございます。市税全体としては1億3,600万円ほどの増額となっております。地方交付税については、地方財政計画で示された伸び率を勘案して約2億500万円の増額を見込んでおります。寄附金につきましては、みらいふるさと寄附金を令和5年度決算見込みを踏まえ、3億円増額となる8億円を見込んでおります。

歳出においては、最優先課題である公共土木施設や農業用施設などの災害復旧事業に8億6,500万円を計上しているのをはじめ、国から配分のありました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して、給食用物資高騰に対する補助事業など8事業に1億700万円、児童数の増加が見込まれる挾間小学校の増築工事に8億9,900万円、旧湯布院公民館跡地整備事業に1億8,500万円、令和2年7月豪雨による甚大な被害を受けた湯布院町湯平地域における緊急避難施設建設等の湯平温泉復興まちづくり推進事業に2億6,900万円を計上しております。

また、引き続き、子ども及び高校生までの医療費助成等に1億8,900万円、ICTアドバイザーの雇用やAIドリルの活用などによる、学力向上推進事業に5,300万円、就農相談会や新規就農者への支援等の就農支援事業に4,300万円、令和6年10月からののおいた消防指令センター全面運用に向けた消防広域化事業に2億9,900万円などを計上いたしております。

重点戦略枠には、人口減少対策と地域活性化の推進として、移住・定住に向けた由布市に住みたい事業に5,500万円、市民や団体が主体的な活動の中で、新たな価値や持続性・可能性を生み出す取組を支援する市民提案型連携協働事業に1,600万円、まちづくりと公共交通連携事業に600万円、産業振興及び地域経済活性化の推進として、令和6年4月から6月にかけて開催されるデスティネーションキャンペーンに向けた推進事業に1,500万円、人材確保に向けた就労機会促進業務や創業支援事業等に2,200万円、経営力強化に向けた支援や魅力ある職場づくり支援事業に1,100万円、梨、イチゴ、白ネギといった園芸品目の産地拡大に向け

た整備事業に3,200万円、健康で安心して生活できる地域社会の実現として、昨年度で10年目を迎える健康立市推進事業に400万円、アウトリーチによる早期発見や伴走支援など重層的支援体制整備事業に1,600万円、高齢者保健・介護予防の一体的実施事業に800万円、少子化対策・子育て世代への支援策には、子育て応援日本一の実現に向けて、由布市すくすくおむつクーポン券配布事業などに1,500万円、出産・子育て一体的支援事業に2,900万円、妊産婦健診等支援や不妊・不育症治療助成への支援に460万円、要支援対象児童等見守り強化事業に500万円、部活動の地域移行に向けた推進事業に600万円、児童クラブ棟建設に向けた児童施設整備事業に1,000万円、デジタル化の推進と脱炭素社会の実現として、DXを推進することで、市民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化をするため、議事録作成支援システムに200万円、ごみ処理の広域化に伴う処分場への効率的な輸送を目指した廃棄物運搬中継施設整備事業に2,700万円、温室効果ガス排出量の削減などのごみの減量化に向けた、ごみ減量化対策事業に200万円など、合わせて42事業に5億1,000万円を計上したところです。

地方財政をめぐる情勢は厳しいものがございますが、由布市財政の健全性を維持し、将来世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を行い、由布市の持続的な発展と市民福祉の向上に資する施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第37号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計は、総額を40億847万4,000円で、前年度当初と比較して6,242万1,000円の減額で、率にして1.5%の減となっています。増減の主な理由といたしましては、歳入では保険税及び県支出金の減額、基金繰入金の増額、歳出では保険給付費、国保事業費納付金、保険事業費の減額となっております。

次に、議案第38号、令和6年度由布市介護保険特別会計予算は、総額を44億2,891万2,000円で、前年度当初と比較しまして6,734万1,000円の増額で、率にして1.5%の増となっております。歳入では国・県支出金、繰入金の増額、歳出では保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、議案第39号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額を6億6,210万1,000円で、前年度当初と比較しまして1億1,271万4,000円の増額で、率にして20.5%の増となっております。増額の主な理由としましては、歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

次に、議案第40号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,738万円で、前年度当初と比較しまして3,953万8,000円の減額で、率にして31.2%の減となっております。主な減額理由としては、歳出において、公営企業会計移行支援業務委託料が減額となったことによるものでございます。

次に、議案第41号、令和6年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万3,059戸、年間総給水量を371万3,183立方メートル、一日平均給水量1万173立方メートル、主な建設改良事業として、配水管等新設・改良事業1億6,805万円、施設の新築・更新事業として6億782万3,000円となっております。収益的予算では、収益的収入を8億8,225万円、収益的支出を8億3,702万4,000円とするものでございます。資本的予算では、資本的収入を8億4,401万6,000円、資本的支出を11億5,216万5,000円とし、収入額は支出額に対して不足する3億814万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告及び議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第2号及び報告第3号の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第2号について御報告申し上げます。

報告第2号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和6年2月26日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年10月分、11月分及び12月分の例月出納検査をそれぞれ11月27日、12月25日及び1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票等の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第3号について御報告いたします。

報告第3号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和6年2月26日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度の由布市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事務の執行について、令和6年1月16日から25日まで監査をいたしました。

本監査においては、各課から提出された資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質疑を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務及び事業はおおむね適正に管理されていると認められました。

また、引き続き、検討の必要があると考えられる事項につきまして、監査の意見書としましては、未収金対策のより一層の強化や、財産の有効活用、少子高齢化に関する関係各課で連携して、市全体で取り組んでいただきたいことなどをお願い申し上げたところでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第1号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長です。

報告第1号の詳細説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

令和6年2月14日付、専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

当事者は記載のとおりです。

事件概要ですが、令和5年12月14日に乙が高額療養費の支給申請を行うため市役所湯布院庁舎に来庁した際、乙が甲に提出した高額療養費支給申請書に添付する医療費領収書のうち、一部の医療機関の医療領収書が不足していると甲が誤認し、当該医療機関にて再度取得するよう乙に案内したが、当該医療機関に係る治療費は高額療養費の支給対象外であったため、乙が当該医療機関に本来必要のなかった医療費領収証明書の発行を請求したことにより、乙に医療費領収証明書文書料及びタクシー代の損害を与えた。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本損害に係る一切の損害賠償金の支払義務があることを認め、損害賠償金を3,170円と定めたものでございます。

以上です。大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第5号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一法師良市君） 議案第5号について詳細説明をいたします。

議案第5号、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別記のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

本議案につきましては、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画に公共的施設の整備計画及び辺地対策事業債への予定額等を追加するものです。

4ページ目、2枚目裏面になりますが、塚原辺地の総合整備計画書をお開きください。

3、公共的施設の整備計画には、公共的施設として、市道1施設、男濃能松線の整備計画を記載しておりましたが、生活道路である尾下線について、幅員が狭小であり整備が必要とのことから、尾下線辺地対策事業債の予定額2億円を追加するものでございます。

次に、6ページ目、3枚目の表面となりますが、湯平辺地に係る総合整備計画です。

計画書、中段2、公共的施設の整備を必要とする事情及び下段の3、公共的施設の整備計画を御覧ください。

湯平辺地につきましては、これまで公共施設の整備として地域交流センターについて計画しておりましたが、住民の生活道路である温泉場幹線、ほか5施設について、幅員が狭小であり、通行に支障を来していること、また、災害時の避難道等として整備が必要なことから、2の整備を必要とする事情に市道を追加し、併せて3の整備計画の施設として、温泉場幹線以降の6施設をそれぞれ追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第6号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（日野 正美君） 議案第6号につきまして詳細説明をいたします。

議案第6号、由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について。

由布市立中学校通学費の補助に関する条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

現在、中学生の遠距離通学に係る補助制度につきましては、合併前の挾間、庄内、湯布院、それぞれの条例等を統合し、平成17年より運用してきたものですが、補助額や支給基準等について現状に合わせた見直しを行う必要性が生じております。

今回見直しをする内容は、自転車で通学する生徒への補助金の増額や公平・公正な制度運用ができるよう認定基準を明確にするものですが、あわせて、条例と施行規則により運用していたものを、条例を廃止し、教育委員会規則に統一し、一元管理することを目的とするものでござい

す。

なお、廃止条例に合わせて、教育委員会定例会で運用を一体化した教育委員会規則について審議を行い、令和6年4月1日より、新たな制度の運用を行う予定としております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第7号から議案第13号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。

まず、議案第7号について詳細説明をいたします。

議案第7号、由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

由布市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例は、近年の全国的なホテル宿泊料相場の高騰に鑑み、社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、県内自治体における旅費規定の状況等を踏まえ、包括旅行の規定を見直すとともに、県外出張における地域区分に応じた日当及び宿泊料に改正をするものでございます。附則において、条例の施行日を令和6年4月1日としております。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条で規定をしております包括旅行につきましては、本来の旅行商品としての割安感が薄れていることや、概念が曖昧になっている現状を踏まえ、包括旅行の取扱いを廃止するものでございます。

それから、旅費の額を規定する第8条関係の別表第1におきまして、市長、副市長、教育長及び職員の県外出張における宿泊を伴う日当について、東京都及び大阪市、名古屋市など指定都市の一部地域については、1日につき4,000円に、それ以外の地域は1日につき2,000円とするものでございます。また、県外出張における宿泊料を、東京都及び指定都市の一部地域については、現行の1泊1万1,500円を1万5,000円に、それ以外の地域は1泊1万3,000円に改めるものでございます。

次に、議案第8号について御説明をいたします。

議案第8号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

議案第7号の改正と同様の理由によりまして、議員の費用弁償の旅費について、包括旅行の規定を見直すとともに、県外出張における地域区分に応じた日当及び宿泊料に改正をするものでございます。

次に、議案第9号について説明をいたします。

議案第9号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

市の現下の財政状況を鑑み、市長、副市長、教育長の給料月額を、引き続き、本年4月から翌年3月までの1年間3%減額をするものでございます。

次に、議案第10号を御説明いたします。

議案第10号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

議案第9号と同様の理由によりまして、職員につきましては、本年4月から翌年3月までの1年間、給料月額について一律に1%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第11号を御説明いたします。

議案第11号、由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例は、常勤職員に準じて会計年度任用職員に対して、新たに勤勉手当を支給することに伴い、2つの条例の規定を整備するものでございます。

次のページ、新旧対照表でございます。

まず、第1条関係でございますが、由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の第2条及び第4条におきまして、期末手当に加え勤勉手当を支給する文言を加えるものでございます。このことによりまして、会計年度任用職員に支給する期末勤勉手当の年間支給月数は、常勤職員と同様の4.5月分となります。

次のページ、第2条関係でございます。由布市職員の育児休業等に関する条例の第7条におい

て、育児休業をしている職員に勤勉手当を支給する根拠規定中、会計年度任用職員を除く部分を削るものでございます。また、第8条では、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整について、パートタイムで勤務する会計年度任用職員に対する除外規定を設けたものでございます。なお、条例の施行日は、令和6年4月1日としております。

次に、議案第12号について御説明をいたします。

議案第12号、由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法につきまして、これまで国の取扱いに準じて算出をしていたものを、労働基準法の規定に基づき算出をするよう改正をするもので、関係する2つの条例への規定を整備するものでございます。

次のページ、新旧対照表でございます。

まず、第1条関係ですが、由布市職員の給与に関する条例第18条におきまして、勤務1時間当たりの給与額の算出において、これまで給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額としていたものを、改正後は、給料の月額等の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、休日の合計に相当する勤務時間を減じたもので除して得た額とするものでございます。

次のページ、第2条関係ですが、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条において、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与について、改正後は、その勤務しない1時間につき給料の月額等の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、休日の合計に相当する勤務時間を減じたもので除して得た額を減額して支給をするものでございます。

次に、議案第13号について御説明いたします。

議案第13号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例で引用していました法別表第2が削除されるため、第2条において用語の定義を整理するとともに、第4条において個人番号の利用の範囲の規定を全て改めるほか、執行機関である由布市長が行う特定個人番号利用事務及びその事務を処理するために必要な特定個人情報について、第4条関係の別表第2において、それぞれ改めて規定をするものがございます。

また、附則においてこの条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

新旧対照表には、法別表第2の削除に伴う改正部分を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（安部 正徳君） 税務課長です。

議案第14号について詳細説明をいたします。

議案第14号、由布市税条例の一部改正について。

由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

この改正につきましては、観光振興などに係る自主財源を確保するために、期間を定めて目的税である入湯税の超過課税を導入することによる税率の見直しのため、また、入湯税の課税免除の対象を拡大するため、条例の改正を行うものです。

議案書3ページになります。新旧対照表のほうをお願いいたします。

この表の記載順に説明しますと、まず初めに、入湯税の課税免除の対象の拡大についてですけれども、表の右側、改正案の一番上のところ、入湯税の課税免除のところを御覧ください。現在、入湯税を免除するようになっているのは、12歳未満の子ども、共同入浴または一般公衆浴場の利用者、修学旅行等の高校生・中学生となっておりますけれども、それ以外にも、その施設の利用目的を鑑みて、研修施設と病院などの医療施設、老人ホームなどの社会福祉施設を利用する者も課税免除にすべき者として追加する内容となっております。

次に、入湯税の超過課税についてですけれども、新旧対照表の右側、改正案の中ほど、附則、入湯税の税率の特例第23条のところを御覧ください。この入湯税の税率の特例、超過課税につきましては、先月1月29日に外部有識者等で構成された由布市新たな財源検討委員会より出された、新たな財源確保に係る対応についての答申を受けまして、令和6年10月1日から令和12年3月31日までの間、現行宿泊基本料が4,001円以上のものに係る入湯税の税率を、

150円から100円引き上げて250円にするものです。

なお、条例第142条の入湯税の課税免除の規定は、令和6年4月1日から施行し、附則第23条の入湯税の税率の特例の規定は、令和6年10月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第15号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（後藤 昌代君） 子育て支援課長です。

議案第15号について詳細説明をいたします。

議案第15号、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。

由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、第2条第2号中、第10条第1項の次に、または第10条の2を加えるものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第16号から議案第18号まで、続けて詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。

議案第16号から議案第18号まで続けて詳細説明をいたします。

議案第16号、由布市介護保険条例の一部改正について。

由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

由布市介護保険条例の一部改正につきましては、令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画に伴い、保険料を定めるとともに、介護保険制度の持続可能性を確保し、低所得者の保険料上昇抑制を図るため、標準段階の見直し等を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第4条の表のように、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布により、標準段階が13区分に多段階化した上で、第1段階から第3段階までにかかる割合を引き下げるものです。基準額となります第5段階は、年額7万7,816円となり、月額では6,485円と、第8期と同額の保険料となります。

また、第2項から第4項につきましては、所得の少ない方の保険料につきまして、公費による減額付加が行われることにより、第1段階から第3段階までの保険料につきまして、読み替えた

減額後の保険料額を示したものとなっております。

続きまして、議案第17号です。

議案第17号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、由布市が指定する地域密着型サービスの事業者に係る運営基準等に関する内容につきまして、身体的拘束等に関する取扱いに関すること、一部介護保険サービス事業所における管理者の兼務要件の緩和及び高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合における協力医療機関との連携体制の構築等を追加するものでございます。

続きまして、議案第18号です。

議案第18号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について。

由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

議案第17号と同様に、国の基準省令の改正に伴い、関係する3条例を改正するもので、由布市が指定する地域密着型介護予防サービスの事業者及び指定介護予防支援事業者に係る運営基準等に関する内容について、身体的拘束等に関する取扱い等に関すること、テレビ電話装置を活用した面会に関すること等を追加するものでございます。

また、由布市指定居宅介護支援事業者に係る運営基準等について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた場合の人員基準が示され、ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数についても見直された内容となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時からいたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、議案第19号について詳細説明を求めます。都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（大塚 守君） 都市景観推進課長です。

議案第 19 号について詳細説明をいたします。

議案第 19 号、由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出、由布市長。

本議案につきましては、宅地の開発行為によって設置された公園は、都市計画法の規定によって市の帰属として管理を行うこととなるため、新たな開発により設置された公園を由布市都市公園条例の別表に追加するため、改正を行うものでございます。

ページをめくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。

追加する公園は、由布市下市見取第四公園、挾間町下市、及び由布市オリヴィエの丘第二公園、挾間町赤野の 2 公園でございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 20 号及び議案第 21 号について、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。

議案第 20 号について詳細説明を行います。

由布市水道事業給水条例の一部改正について。

由布市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 26 日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、令和 5 年 5 月 26 日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法等による権限のうち水質基準の策定、その他水質または衛生に関する事務については環境大臣、その他の水道整備管理行政については国土交通大臣に移管となります。

次のページをお願いします。

条例中、厚生労働省令を国土交通省令に改めます。

施行は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

次ページは、新旧対照表でございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第 21 号について詳細説明を行います。

由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

由布市水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 26 日提出、由布市長。

地方自治法の一部改正に伴い条ずれが生じることから、条例の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

該当条項の引用する第6条中「第243の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

施行は令和6年4月1日でございます。

次ページは新旧対照表でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第22号について詳細説明を求めます。監査・選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（利光 祐治君） 監査委員事務局長です。

議案第22号について詳細説明をいたします。

議案第22号、由布市監査委員条例の一部改正について。

由布市監査委員条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

地方自治法の一部改正に伴い条ずれが生じることから、条例の改正を行うものでございます。

次ページ及び新旧対照表にありますように、当該条項を引用する第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第23号及び議案第24号について、続けて詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

議案第23号、議案第24号の詳細説明をいたします。

議案第23号、由布市消防手数料条例の一部改正について。

由布市消防手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

今回の改正は、改正政令の移行に伴うものです。

新旧対照表を御覧ください。

危険物屋外タンク貯蔵所設置許可手数料額を記載のとおり、施設規模ごとにそれぞれ改めるものです。

この条例の施行日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第24号です。

議案第24号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、これまで消防団員の出動時に費用弁償として1回2,000円を支給していたものを、出動報酬として支給することとし、水火災その他の災害等の従事1日につき8,000円、従事した時間が4時間以内の場合は4,000円、警戒、訓練、教育等は1日につき2,000円とし、支給方法を年2回とするものです。

この条例の施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第25号から議案第27号まで、続けて詳細説明を求めます。
建設課長。

○建設課長（三ヶ尻郁夫君） 建設課長です。

議案第25号、市道路線（若杉3号線）の認定について詳細説明をします。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、若杉3号線。起点、由布市湯布院町川上288番61地先。終点、由布市湯布院町川上288番25地先。

令和6年2月26日提出、由布市長。

これは、県道安心院湯布院線旧道の移管に伴い、市道として管理するものによるものでございます。

詳細につきましては裏面を御覧ください。

次に、議案第26号、市道路線（若杉4号線）の認定について詳細説明をします。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、若杉4号線。起点、由布市湯布院町川上288番48地先。終点、由布市湯布院町川上288番9地先。

令和6年2月26日提出、由布市長。

これは、県道安心院湯布院線旧道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。

詳細につきましては裏面を御覧ください。

次に、議案第27号、市道路線（鹿倉線）の認定について詳細説明をします。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、鹿倉線。起点、由布市庄内町野畑2266番4地先。終点、由布市庄内町野畑2189番4地先。

令和6年2月26日提出、由布市長。

これは、県道田野庄内線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるものでございます。詳細につきましては裏面を御覧ください。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第28号及び議案第29号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一法師良市君） 議案第28号、29号について詳細説明をいたします。

議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

続きまして、議案第29号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

議案第28号、議案第29号につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本議案は、大分都市広域圏において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として、公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議、調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内予約システムの共同利用を行っており、これまでの施設等の運用に加え、今般、新たに大分市の大分市荷揚町複合公共施設、別府市の男女共同参画センターの相互利用について協議が整ったことから、本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費

につきましては、施設の所在する大分市、別府市が負担することとなっております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第30号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第30号について詳細説明をいたします。

議案第30号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度由布市の一般会計補正予算（第11号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,047万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億8,629万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更及び廃止は、第3表地方債補正による。

令和6年2月26日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけて歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。5ページにかけて19件の追加と5件の変更をお願いしております。

追加19件につきましては、関係機関及び関係者との協議、調整に不測の日数を要したこと、国の補正予算成立に伴う事業であり、年度内の事業完了が見込めないためなどの理由によるものでございます。

変更の道路整備事業3件、農業用施設災害復旧費及び公共土木災害復旧費は、関係機関及び関係者と協議、調整に不測の日数を要したこと、工事契約に不測の日数を要したため、繰越額の変更を行うものでございます。

なお、個別事業の繰越し理由については、お配りしております令和5年度3月補正予算の概要の巻末にて記載をしておりますので、御参照いただければと思います。

6ページからは地方債補正です。

過疎地域重点促進事業に係る過疎対策事業債や小学校施設整備事業に係る学校教育施設等整備事業債など14件の変更をお願いをしています。変更につきましては、事業の確定による増減や財源の組替え等に伴うものでございます。また1件の廃止につきましては、地産事業に係る緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次に、8ページから補正予算事項別明細書となっております。

11ページをお開きください。歳入でございます。

12款地方交付税の普通交付税は、令和4年度国税決算及び令和5年度国税収入の補正に伴う地方交付税総額の増額措置により、再算定された結果、昨年12月に追加交付がありましたことから増額をしております。

15款1項5目3節の保健体育施設使用料は、主に昨年、佐賀国体リハーサル大会に使用されました、そのことにより湯布院スポーツセンターの使用料を増額をしております。

13ページをお願いします。16款2項1目2節の総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、追加交付額として通知がありましたので、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）分として充填をしております。

17ページをお願いいたします。18款2項1目1節土地建物売払収入は、行政目的を終了した普通財産である挾間地域旧石城川駐在所跡地など、3件の土地建物の購買による土地売払収入を計上しております。

19款1項2目1節指定寄附金のふるさと納税は、実績及び推計に基づき約3,500万円の増額をいたしております。

19ページをお願いいたします。20款1項1目2節の基金繰入は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入を約2億4,600万円減額しております。令和5年度巻末の財政調整基金残高は23億円ほどとなる見込みでございます。その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、21ページから歳出でございます。

まず、各科目において減額補正がございますが、事業費の確定や入札等による執行残による不用額を減額措置をしております。また、これまで歳入予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業において、確定した事業費などに基づき、一般財源から国庫支出金へ充当財源の組替えを行っております。

それでは、増額補正を中心に主な事業について御説明をいたします。

25ページをお願いいたします。2款1項5目、区分7、入会地分収交付金事業は、入会権者である16団体に対し、土地の貸付けや造林木の処分、立ち木補償に伴う分収金の地方交付金を計上しており、財源は財産収入を充当しております。

27ページをお願いいたします。2款1項6目、区分5、みらいふるさと寄附金推進事業は、歳入で計上しております、ふるさと納税を財源に、実績及び推計値に基づき、寄附金取扱業務委託料及び基金積立金を増額するものです。また、能登半島地震において甚大なる被害となった日本クアオルト協議会に加盟しています石川県珠洲市に対し、みらいふるさと基金事業において、

災害代行寄附金の項目を加え、早期の復旧・復興に向け支援をしていくこととしております。

4 1 ページをお願いいたします。3 款 1 項 3 目、区分 2、自立支援事業の 1 8 節障害福祉サービス費負担金は、昨年 1 0 月の報酬改定やサービス利用者の増額に伴う増額で、特定財源として国 2 分の 1、県 4 分の 1 の補助金を充当しております。

4 3 ページをお願いします。3 款 1 項 6 目、区分 1、介護保険事業の 1 8 節地域介護・福祉空間整備等補助金は、介護施設の改修に伴う補助金になります。介護事業者からの申請により交付するもので特定財源として国庫補助金を充当しております。

4 7 ページをお願いいたします。3 款 2 項 1 目、区分 4、新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）の 1 9 節由布市すくすくおむつクーポン券配布事業助成金は、クーポン券の使用期限を 1 年としたことから、申請者の増加が見込めるため増加をするものです。

4 9 ページをお願いいたします。3 款 2 項 2 目、区分 5、保育所活動給付事業の 1 9 節施設型給付費 1 億 2 1 6 万円は、令和 5 年度の人事院勧告に伴う公定価格の改正が令和 5 年 4 月に遡り改定されるため増額をするものです。

6 1 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目、区分 1、農業委員会費の 1 節農業委員会委員等委員の報酬増額は、活動実績等に基づく能率給の額が確定したことに伴うもので、全額国庫財源を伴う県補助金を充当しております。

6 7 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目、区分 2 の鳥獣被害総合対策事業は、有害鳥獣捕獲事業補助金を実績見込みに基づき増額するもので、県補助金も併せて増額をしております。

7 1 ページをお願いいたします。8 款 2 項 1 目、区分 1、道路維持事業は、現在改修工事を行っています市道天神橋同尻線同尻橋のグリーンベルト側の欄干をかさ上げし、安全対策を行うため計上するものです。

8 7 ページをお願いいたします。1 0 款 3 項 1 目、区分 1、中学校施設管理事業は、現在改修しています挾間中学校プールにおいて、設計時点では確認できなかったプール底盤のクラックを改修するため、工事請負費を計上しております。

9 7 ページをお願いいたします。1 1 款 1 項 1 目、区分 1、農業用施設災害復旧費は、事業実績見込みに基づき減額するもので、県補助金及び災害復旧事業債も併せて減額をしております。

9 9 ページをお願いいたします。1 1 款 2 項 1 目、区分 1、公共土木災害復旧費の 1 4 節工事請負費は、上津々良川災害復旧工事において J R との協議の結果、令和 6 年 5 月末までに災害復旧工事を完成させるため、工事請負費を増額するものです。

1 2 款 1 項 1 目、区分 1、元金は、令和 6 年 1 0 月からのおおいた消防指令センター全面運用に伴い、現在運用しています消防救急デジタル無線システムの運用が終了となることから、起債の繰上償還を行うため、減債基金から 3 億 2, 0 6 2 万 5, 0 0 0 円を繰り入れ、計上をしております。

ます。

13款2項1目、区分1、基金積立事業は、本年度追加の交付のあった地方交付税のうち4,934万6,000円は、臨時財政対策債償還分として交付されたことから、基金費として計上し、令和6年度からの2か年分の償還に充てていきます。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第31号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長でございます。

議案第31号につきまして詳細説明をいたします。

議案第31号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,158万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年2月26日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、県支出金の交付決定及び事業実績見込みに伴う繰入金の調整及び予算執行における不足額、不用額の調整を行うものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、6ページをお願いいたします。6款1項県負担金は、特定健康診査等に係る事業費の減額に伴い421万2,000円を減額するものでございます。

6款2項1目保険給付費等交付金は、事業費や給付費等の減額に伴い287万8,000円を減額するものでございます。内訳といたしまして、区分1、普通交付金で事業費や給付費の減額により226万円の減額。区分2、特別交付金は交付決定見込額により61万8,000円を減額するものでございます。

10款1項他会計繰入金金は、国県支出金の交付決定及び事業実績見込みに伴う一般会計からの繰入金の調整で、合計2,679万円の減額でございます。

10款2項基金繰入金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により2,708万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。3項、区分1、運営協議会費は、国保運営委員の報酬を4万6,000円減額するもので、書面開催したこと及び欠席による不用額となります。財源その他は一般会計繰入金です。

2 款 1 項療養費、区分 1、審査支払手数料 4 2 万 2, 0 0 0 円の減は、月額平均の実績から算出したものを減額しております。財源は一般財源。

2 款 2 項、区分 1、一般被保険者高額介護合算療養費は、給付の実績から算出し減額しております。財源は県補助金の普通交付金です。

1 0 ページをお願いいたします。2 款 6 項、区分 1、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、申請額が減少したため減額しております。財源は県補助金の国特別調整交付金です。

中段、3 款、区分 1、一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えでございます。その他財源の一般会計繰入金が減額となったため、充当先の財源を一般財源とするものでございます。

4 款 1 項、区分 1、特定健康診査等事業費は、事業実績等の見込みにより不用額を減額するものでございます。財源は県負担金及び県補助金の普通交付金です。

4 款 2 項、区分 1、データヘルス計画策定事業、区分 2、保健指導事業については、実績により減額するものでございます。財源は県補助金及び一般財源でございます。

7 款 1 項 6 目療養給付費等負担金償還金は、療養給付費及び財政調整交付金についての清算額 8 2 万 3, 0 0 0 円を増額するものでございます。財源その他は繰入金です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 3 2 号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。

議案第 3 2 号について詳細説明をいたします。

議案第 3 2 号、令和 5 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 5 年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4, 3 8 5 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 億 1, 2 4 6 万 1, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出、由布市長。

主なものにつきまして内容を御説明いたします。

まず、歳入ですが、事項別明細書 6 ページをお願いいたします。

1 款保険料につきましては、直近の調定見込額等に基づき、特別徴収、普通徴収分を減額、滞納繰越分を増額し、合計で 1, 2 2 8 万 3, 0 0 0 円を減額するものです。

次に、3 款 2 項 3 目介護保険事務費交付金 1 4 3 万 5, 0 0 0 円、同 4 目保険者機能強化推進交付金 5 2 8 万 6, 0 0 0 円、同 5 目保険者努力支援交付金 7 2 1 万 3, 0 0 0 円につきましては、

交付額の決定に伴いまして増額分として計上しております。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

下段の1款3項1目認定調査等費は、意見書作成料の実績見込みに基づき減額をするものです。

12ページをお願いいたします。中段2款1項1目介護サービス等諸費から17ページ下段にかけましての2款7項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、各サービスの必要見込額の減額に伴い予算減額をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。4款地域支援事業費につきましても、実績見込みや入札等による執行残などによる不用額を減額措置しており、中段1目一般介護予防事業費の7節報償費は、健康応援団派遣事業等の謝金140万円を減額。12節委託料は、事業所提案型介護予防教室の実績見込みにより725万円を減額しております。

次に、20ページをお願いいたします。5目在宅医療・介護連携推進事業費の報酬、共済費につきましても、会計年度任用職員欠員のため不要分を減額するものです。

これら保険給付費並びに地域支援事業費等の補正に伴いまして、負担率に応じた国・県支出金や支払基金交付金、繰入金等の歳入予算を減額補正しております。

以上で、議案第32号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第33号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長でございます。

議案第33号について詳細説明をいたします。

議案第33号、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,419万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年2月26日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料の更正等により1,448万6,000円を増額するものです。

3款1項1目事務費繰入金の減額は、後期高齢者標準システム更改のスケジュール延期に伴う減額です。

3款1項2目保険基盤安定繰入金の確定額による24万9,000円の増額です。

次に、歳出ですが、8ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、後期高齢者医療標準システムの機器更改のスケジュール延期による委託料、備品購入費の減額です。財源は繰入金でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことに伴い 1, 4 7 3 万 5, 0 0 0 円を増額するものでございます。財源の一般財源は後期高齢者医療保険料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 3 4 号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（田代 由理君） 環境課長です。

議案第 3 4 号について詳細説明をいたします。

議案第 3 4 号、令和 5 年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 9 3 3 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 6 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、確定申告を行い、消費税の額が確定したことにより、一般会計繰入金 2 0 万円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。8 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款 1 項 1 目一般管理費、区分 1、一般管理費の公課費について、確定申告を行い消費税の額が確定したことにより、当初の予算額 5 8 万 7, 0 0 0 円から 2 0 万円を減額するものでございます。

以上で、議案第 3 4 号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 3 5 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。

議案第 3 5 号について詳細説明をします。

議案第 3 5 号、令和 5 年度由布市水道事業会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、令和 5 年度由布市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度由布市水道事業会計予算（第 3 条）に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の項目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額103万6,000円、計8億8,727万6,000円。
支出、第2款水道事業費用、補正予定額、減額の1,367万1,000円、計8億5,251万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億4,016万6,000円」を「不足する額3億3,208万円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億4,016万6,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億3,208万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額、減額の1億6,160万4,000円、計4億3,356万円。支出、第4款資本的支出、補正予定額減額の1億6,969万円、計7億6,564万円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、建設改良事業費限度額「5億1,430万円」を「3億5,070万円」に改める。

令和6年2月26日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、6ページをお開きください。

主な事項について御説明させていただきます。

まず、収益的収入でございます。1款1項3目その他営業収益は、不良消火栓修理一般会計補助金の実績に伴う増額でございます。

収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費は、委託料の入札等の実績に伴う減額でございます。

2款1項6目資産減耗費は、挾間浄水場官舎及び倉庫を取り壊したことによる固定資産台帳の除却費不足による増額でございます。

2款2項3目消費税は、実績に伴う公課費の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。資本的収入でございます。

3款1項1目企業債は、設計の精査及び入札に伴う減額、その他道路改良工事等の変更等により、今年度の水道工事ができなくなったことによる建設企業債の減額でございます。

3款3項1目消火栓建設受託金の増額については実績によるものです。

次に、資本的支出でございます。

4款1項1目15節委託料の減額補正につきましては、入札等の実績に伴う減額によるものでございます。

4款1項1目30節請負工事費の減額補正につきましては、主な要因としまして、県道等の道路改良工事に伴う水道管工事の着手できる時期が不明な2件について工事を取下げといたしました。また、挾間浄水場での既存官舎及び倉庫の解体工事にて、当初予算時にアスベスト及びポリ

塩化ビフェニルの有害物質の含有量が不明だったため、最大値での除却処理費を見込んでいましたが、検査の結果、アスベストについては石膏ボード及び屋根の防水シート等から検出されましたが、最大値で想定していた量よりはるかに少ない量でした。また、ポリ塩化ビフェニルについては含有が確認されませんでしたので、検査結果の数量をもとにした実施設計にて工事を執行したことによる減額でございます。

８ページは地方債の調書です。

それぞれ内容を記載しておりますので、御一読お願いいたします。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案第３５号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第３６号から議案第４１号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りします。先ほど上程しました議案第３号及び議案第４号の人事案件については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、日程第９、議案第３号、副市長の選任についてを議題とします。

ここで、小石英毅君の退場を求めます。

〔副市長 小石 英毅君 退場〕

○議長（甲斐 裕一君） それでは、議案第３号、副市長の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。加藤幸雄君。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） 反対討論ですけども、ここ三、四年災害がすごく多いんです。

今の副市長さんは災害のほうはあまり得意じゃなくて経済的なことが得意なのかなと、できれば災害に強い副市長さんが来られるといいのかなと私は思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論ありませんか。賛成者の討論を行います。佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） 御案内のように、行政というものは、一その事業。一それぞれの立場のものではございません。今の３万４、０００人の、行政の福祉に向かってそれぞれ執行部が努力をされておりますし、小さな案件また大きな案件、個々にはそれぞれの立場があらうと思いますが、議会人としていかにこういう人事案件というのは非常に内部な問題でありますし、

我々はやはりきちっと討議をする立場というのは、行政にやはりどういうことを求めていくか、それぞれ執行部がいろんなことをやられておりますし、全体の中の市民の幸福をやはり願うものでありますし、全体という考えの中でやっぱり行っていけばいいのかな、その中でそういう人事案件も出てくると思いますので、私はやっぱり市民の幸福、幸せのためにはそういう取扱いを議会としてすべきじゃないでしょうか。そういうことでありますので賛成討論といたします。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 反対の立場で討論いたします。

副市長とは、市の各組織を統括する監督だというふうに思っております。そういう中において、副市長が今挙げられています各由布市の施設の整理を挙げられておりますけども、それがことごとく私は中途半端で終わっているのではないかというふうに思っております。まして、また前職の仕事等を見えますと、建設等に関してはやはりプロ中のプロではないかというふうに思っているんですけど、ラックホール等の水漏れ対策とやっぱりこれありますとやっぱり副市長ちょつとなんかおかしいのではないかなというふうに私、おかしいという言い方は大変失礼かと思いますが、もう少し監督できる体制があっていいのではないかというふうに思いますので、やはりそういうのができる方をお願いをしたいというふうをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありますか。加藤裕三君。

○議員（７番 加藤 裕三君） ７番、加藤裕三です。賛成の立場で討論させていただきます。

多くの、合併以降、災害を含めていろんな大きな案件があろうかというふうに思っています。市長就任以降そういった大きな事案に対応すべく、市長のみでなくやはり県から出向されたやはり太いパイプで県とつながっている中では、やはり我々由布市にとっても、その県の支援を含めて必要だというふうに思っています。その点でいくと、やはり県からの出向の小石副市長が適任ではないかなというふうに思っています。

個々の案件で市民感情等はいろんな形ではあるかもしれませんが、やはり今後そういった努力をしていただく気持ちも含めて、ぜひ、この由布市をうまく市長とともに運営をしていただければなというふうには思っています。賛成の討論としての討論です。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） ３番、高田龍也です。反対の立場で討論させていただきます。

今賛成の方々からのお話を聞いていますと、その県とのパイプとか大きな視点でということなんですが、私たち議員としては、市民の思いをこの行政に伝えるのが仕事だと思っています。その中でラックホールの浸水雨漏りのこと、あと公民館跡地の件に関しましても、各種湯布院町の

団体等から請願等も出てきました。話合いができていいのかといったときに、話合いがまだ進行中にもかかわらず決まっているような話もありましたので、質問の中でも承諾が取れていますかという答えを求めたときに、出ていせんが慌てて答えを取りに行くような話になっていますので、それは市民との対話が第一条件でありますので、県のパイプも必要ですが、県のパイプの前に市民との行政との話合いが一番大事だと思います。その点が抜けていたというところでは、ちょっと人材としては今一度考えていただきたいなと思いますので、反対の立場で討論させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。瀏野けさ子さん。

○議員（14番 瀏野けさ子君） 賛成の立場で討論させていただきます。

様々な皆さん御意見がありました。賛成・反対とありました。私は、副市長は今、市長との連携はスムーズに取れているものと私は感じております。いろんなことでまた御相談申し上げることがあるんですけども、的確に対応していただいていることもあります。ですから、これからもっとも懸案事項がまだまだ残っておりますし、4年ではとてもなかなかクリアできない部分があるのではないかなと思います。

議員も一期4年ですけども、一期4年で、じゃ、何ができるかといったときに、なかなか満足、自分自身では時間が足りないとかいろんな思いがあろうかと思います。ですので、私はこれからますます財政難いろんなことが災害に対しても予見されることもありますので、本当に市長の脇役としてしっかりこの由布市を支えていただくという思いも込めまして、私は賛成討論をさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立12名〕

○議長（甲斐 裕一君） 着席をお願いします。起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで小石英毅君の入場を許可します。事務局、お願いします。

〔副市長 小石 英毅君 入場〕

○議長（甲斐 裕一君） ただいま、議案第3号、副市長の選任については、同意することに決定しましたのでお知らせします。

ここで小石英毅君より挨拶を受けます。

○副市長（小石 英毅君） ただいま私の副市長の再任の議案につきまして、市議会の議員の皆様
の同意を頂いたということで、誠にありがとうございます。

前回令和2年4月に着任してまいりました。当時は、もうコロナが蔓延しつつありまして、そ
れから3年間、日本の経済は停滞でございます。由布市も同様に停滞いたしました。今年度の
4月にコロナが2類から5類に移りまして、ようやく平時がだんだん戻ってきていると思ってお
ります。それとともに、由布市の中でも由布市政の中でいろんな市民サービスの向上に向けた取
組が少しずつ芽吹いてきているように思っております。これをしっかりと育てて大きくすること
が、相馬市長が提唱します「地域自治を大切にした日本一住みやすいまちづくり・由布市」を実
現するのに間違いないと確信しております。

私は、市長の御指導を頂きながら、その取組に一生懸命やってみようと思っております。
よろしくお願いします。議員の皆さん方には、これまでと同様に強い御指導と御鞭撻を頂きます
ことをお願いいたします。さらに温かい御理解と御協力も頂けるとありがたいと思っております。
よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） ありがとうございます。

次に、議案第4号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで大塚裕生君の退場を求めます。

〔代表監査委員 大塚 裕生君 退場〕

○議長（甲斐 裕一君） それでは、議案第4号、監査委員の選任についてを議題として質疑を行
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求め
ます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しまし
た。

ここで大塚裕生君の入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔代表監査委員 大塚 裕生君 入場〕

○議長（甲斐 裕一君） ここで大塚裕生君より御挨拶をお願いします。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 皆さん、こんにちは。このたびは監査委員の選任に御同意を頂きまして、誠にありがとうございます。私にとりましては、身に余る思いと思っております。大変恐縮しておるところでございます。

改めまして、責任の重さを痛感しているところでもございます。監査委員として重責を果たせますよう全身全霊で取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、甚だ簡単でございますけれどもお礼の言葉とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ありがとうございます。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、2月29日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切は明日の正午までとなっていますので厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時00分散会
